

中国対外貿易体制改革の方向（上）*

片岡幸雄

目次

- 一 対外貿易体制改革の必要性
- 二 現行の対外貿易管理体制
- 三 対外貿易会社の地位、役割（以上本号）
- 四 産、供、銷結合体制の進展
- 五 現体制の問題点
- 六 輸出入代理制の意義
- 七 モデルケース

一 対外貿易体制改革の必要性

1978年以降中国が、それまでの対外経済政策を根本的に改めるという方向に転じたことは、すでに周知のことである。この方向転換は、現象的には中国政治上における主導的政治家の交代という形によって明確なものとなったが、この方向変換をさらに突っ込んで経済政策の基礎となる価値前提の転換という観点からみると、4つの大きな背景があるように思われる。

第1に、それまでの政治優先体制、個別経済単位の経済統合のあり方に対する反省が全人民的な意識にのぼってきたこと。

第2に、上記の点と関連して、国民経済の理念なり構築の仕方について、考え方を改める必要性が出てきたこと。

第3に、戦後世界経済の状況観察からして、中国のそれまでの世界経済

* 本稿は現地の聞き取りに多くを依存しているが、ご協力いただいた関係各位、企業の個別名をあげてを差し控える。聞き取りにご協力いただいた関係各位、企業に厚くお礼申し上げます。

に対する認識を改める必要性が生じてきたこと。

第4に、第3の点をふまえて、特に70年代以降の世界経済なり、アジア・太平洋地域の経済情勢が、中国にとり有利に展開してきていること。

第1の点は、中華人民共和国の建国自体が半植民地半封建社会からの解放闘争であったことと関連がある。解放闘争が帝国主義とこれと結びついた封建的階級との闘いであったことから、新政権の性格は当然ながら反帝反封建の姿勢を骨子としたものであった。反帝反封建の姿勢は、表裏の関係として強固な国民経済の建設を目ざすことになる。国民経済の計画化により、不均等に発展しない(均等発展の)、強固な国民経済の建設が、新政権の課題となる。新政権の経済建設の方針は、この課題を政治によって指導していくということになる。また同時に、新政権はそれまでの半植民地半封建社会を新しく社会主義体制に統合していくという作業を成し遂げなければならないことになる。

計画経済の技術、人材、体系が整わない条件の下で、社会的改造は限りなく人民の労働の積極性を引き出すにちがいないし、新しい社会主義体制下の労働者の姿はそうならなければならないという過度の確信に基づいて、政治優先の経済運営を行っていったのである。社会主義的改造、全人民所有制体制の成立によって、中央計画と個別単位の経済関係は矛盾なく処理できるという確信があったのである。結果は、指令性計画という硬直的な体制への突入ということになったわけである。

そこでは、中国社会主義経済建設における経済統合の歴史的段階性なり、特殊性なりへの考慮が欠落しており、まだ見定めぬ社会主義(観念的理念としての社会主義)への過度の期待と盲目的過信が、しばしば時の野心家の野望の口実利用され、ヒステリックなまでの急進的な左傾的ぶれを引き起こすまでの遠因を形づくるということになる。旧体制の遺産を払拭し、新体制の下に不均等でない発展をしていくためには、相当に長い年月を要することが、紆余曲折を経てはじめてわかってきたのである。

このことは、それまでの国民経済の建設のあり方なり理念に変更を迫る

ものであった。国民経済は自立的な完全な自給体系をそなえたものでなければならぬ、これが従来の考え方であった。半植民地半封建的経済からの脱却を目指した新中国であれば、当然の理念であったといえる。しかし、このことは国民経済建設において対外経済関係を軽視することになる。

自立的な国民経済体系を建設していくということについては、問題はない。しかし、自立的な国民経済体系を構築していくことと、完全な自給体系を構築していくこととは必ずしも同義ではない。国民経済にとって外国貿易を必然化させるのは不均等発展ということになるが、その不均等に対する概念としての均等発展のみを求めるというわけにもいかない。不均等発展が必ずしも国民経済の自立性を侵すというわけでもない。国民経済の自立性というのは、政治的独立を確保して、経済的命脈を自国がにぎり、経済的に自国の基本的利益に合致した道に沿って発展していくということであって、すべて他に求めるところがないということではない。生産の社会化が進んだ基礎の上で、経済的部門がほぼそなわっており、現代科学技術の成果の吸収能力があり、国内外の環境の変化に対して適応能力をそなえていること、こういった内容と考えることができる。

こういった国民経済の自立性概念の解釈に立てば、一定の条件つきながら、国民経済の不均等発展を容認して経済建設をはかっていくという立場が出てくることになる。経済建設自体が積極的な内容のものであるから、この方向での道がひらかれたからには、経済発展に不均等発展を積極的に利用していくという形での路線が打ち出されてくることになる。すなわち、対外経済関係の重視、対外経済開放政策の推進という路線が、従来の路線に取って代わるということになる。これが第2の点である。

第3の点は、資本主義と社会主義という両体制の歴史的位置づけと評価、戦後資本主義世界市場の発展に対する評価と関連する。

言うまでもなく、中華人民共和国建国以来中国の政界、思想界、学界はいずれもソ連の政界、思想界、学界の影響を強くうけてきているが、第二次大戦後1970年代後半にいたるまで、中国の政界、思想界、学界は（ソ連

の政界、思想界、学界もそうだと思われるが)、資本主義世界市場は瀕死の状態にあり、余命いくばくもない、発展する余地のない市場であるから、この死に瀕した資本主義世界市場と積極的な関係をもつ必要はない、このように考えてきた。社会主義体制は生まれながらにして資本主義体制に優れた歴史性を具有しているし、正しく現下に社会主義体制の優位と優勢が世界に滲透し、急速に広まっている、このように確信していた。

しかし、現実には第二次大戦後の先進資本主義国を中心とした資本主義世界の経済発展は目ざましく、資本主義世界市場を構成する資本主義諸国間の経済交流も極めて旺盛で、中国の政界、思想界、学界が予想あるいは期待した筋書のとおりには、事態は進行しなかった。すなわち、資本主義世界市場は、死に瀕したという症状を呈するという事態には陥らなかったのである。さらに、先進資本主義国と密着した形で経済開発を行った新興工業国の経済発展が著しい成果をおさめただけに、経済発展が最重要課題の1つである中国にとっては、資本主義世界市場の存在をほぼ無視していくことはできなくなってきたのである。

ここに到って中国は、資本主義体制、資本主義世界市場、2つの世界市場、南北問題に対する従来の考え方を改め、新しい世界戦略を立て直す必要に迫られてきたのである。資本主義世界市場に対する新たな評価と、これに対する対応は、要約的に言えば、戦後資本主義世界の経済発展に積極的な評価を与え、今後共に相当長期間にわたって発展していく潜在力をもつ資本主義世界と経済関係を深め、この関係を深めるなかで自国の経済発展をはかっていく、こういうことになったのである。

この考え方の背後には、つぎのような認識がある。社会主義世界市場の形成は、統一的な資本主義世界経済体系の崩壊である。しかし、統一的な資本主義世界経済体系の崩壊は必ずしも全体としての世界経済の崩壊を意味しない。統一世界市場内部の変化と統一世界市場自体の崩壊は別の事柄である以上、歴史的規定性をうけた統一世界市場の発展は当然のことである。全体としてのこの関係の中で、中国は自国の経済発展をはかっていき

つつ、社会主義経済の優越性を滲透させていくことが、今日の歴史的段階における妥当な対外経済戦略である。中国の対外経済政策の転換はこのような認識を基礎にしている。

第4の点は第3の点と有機的に絡まっているが、1970年代以降中国をめぐる国際環境が、中国が対外経済関係を積極的に展開するのに有利な条件の下にあるという点である。

1971年中国は国連に復帰し、75年ヴェトナム戦争は終結し、79年米中国交正常化が実現した。70年代を通じて、アメリカを中心とした従来の世界政治の機軸は大きく転換した。世界経済の中心軸も大西洋地域からアジア・太平洋地域に移ってきた。アメリカはアジア・太平洋地域の経済発展に強い関心を示している。日本は今やアジア・太平洋地域の経済発展の一つの大きな中心軸であり、従来の対外経済関係の軌道修正をはかっていかなければならないという環境の中で、アジア・太平洋地域の経済発展に新しい展開軸を見出そうとしている。加えて、アジア・太平洋地域の新興工業国の経済発展が、当該地域の経済発展に新しい力を加えている。

価値前提の転換を迫ったこのような4つの背景の下に対外経済戦略の大変換をはかった中国は、積極的な対外貿易政策を打ち出し、それを効果的に実現していくための機構改革を精力的に推進してきた。これらの改革は以下のような事項であった。

- (1) 輸出商品の分級管理の実施
- (2) 専門貿易会社の設立
- (3) 対外貿易港湾の増加と港湾間の分業の調整
- (4) 外国市場開拓のためのマーケティング体制の強化
- (5) メーカーの対外貿易を行う権限の拡大
- (6) 加工・組立、補償貿易、技術・設備導入審査・認可手続の簡略化
- (7) 輸出企業の創設
- (8) 輸出特区の実験的創設
- (9) 対外経済関係促進のために広東省、福建省両省に特別の位置づけを

与えること

- (10) 輸出外貨収入留成制度の実験的導入
- (11) 加工・組立および中小補償貿易体制の促進
- (12) 輸出外貨内部清算制度の採用
- (13) 14沿海開放都市，長江三角洲経済開放区，山東半島経済開放区，遼東半島経済開放区，計画単列都市などの創設
- (14) 経済技術開発区の創設
- (15) 輸出生産基地の創設
- (16) 外資会社の請負制の一部導入

1980年代に入ってから、アジア・太平洋地域の経済状況はかなり良い状態にある。貿易、直接投資を通ずる経済の相互緊密化も進行してきている（先進国からの直接投資だけでなく、新興工業国の直接投資も増大しつつある）。

今年1月23日の人民日報は、「趙紫陽氏沿海地域経済発展戦略を語る⁽¹⁾」と題した記事を記載した。この記事は、これに先行する郷鎮企業の外向的発展の工作会議なり、この会議での政策担当者の発言、趙紫陽総書記の2度にわたる上海、江西、浙江、江蘇、福建各省の視察、国家計画委員会計画経済研究所副研究員王建氏の「正しい長期発展戦略を選択しよう—“国際大循環”経済発展戦略構想について—」論文などを総括したものである。この構想は、2月に開かれた党政治局会議で正式に採択され、3月の二中全会でも重要性が強調された。全国人民代表大会においても、李鵬総理は10項目の重要任務の中、第4項目にこの問題をあげている。この構想の内容を掻い摘まんでいうと、つぎのようなことになる。

現在先進国および新興工業国は産業調整の過程にあり、伝統的産業を中国、あるいは後発アジア諸国に移譲してきている。中国はこの労働集約型産業の移譲でチャンスをつかまなければならない。珠江三角洲、長江三角

(1) 人民日報、「趙紫陽談沿海経済発展戦略」、1988年1月23日。

洲、閩南三角洲地帯を含む沿岸地域や、山東半島、遼東半島は十分にその潜在力をもっており、これを発揮させなければならない。労働集約型産業では委託加工、輸入原材料加工を發展させ、原材料のある建材工業の設立と輸出の發展も期待できる。経済特区や中心都市、条件のある一部のところでは、ハイテク産業も手がけるべきである。また、沿海地域の農村では、国際市場の要求に従って外貨獲得型農業を發展させるべきである。沿海地域の加工業は、生産と販売の両端過程を国際市場におくべきである（両頭在外）。従来のように、必ずしも国内の原材料のみに頼る必要はない。

上記の發展戦略を実現するためには、対外貿易体制の改革が必要で、地方と企業がいつでも輸出、輸入ができるようにしていかなければならない。中心課題は損益自己負担、経営の規制緩和、工貿結合、代理制の推進の4つである。この課題を合理的に解決していくためには、価格体系を合理的なものにしていかなければならない。地方は外貨留成から回轉資金を捻出するよう努めなければならない。また、農副産品の危険基金も設立していくべきである²。

以上のところが、従来の対外経済開放政策路線の上に、今回さらに新たに打ち出された新戦略である。従来の対外貿易体制改革に加えて、また、以下のところでふれるが、改革の中で新たに発生した問題も含めて、一層の対外貿易体制の改革と秩序だった対外貿易体制の確立が急務とされる所以である。

二 現行の対外貿易管理体制

先ず、現行の対外貿易管理体制についてみておこう。現在中国では、大別して6つの対外貿易統制の方法が採用されている。

- (1) 輸出入許可制度
- (2) 輸出入企業管理制度

(2) 同上、「中国研究月報」、1988年4月号掲載翻訳紹介参照。

- (3) 外貨管理制度
- (4) 保護貿易関税制度
- (5) 輸出入商品の搬入・搬出, またはその手段, 密輸の監督・管理制度
- (6) 輸出入商品の検査制度

以上の6つの統制の方法につき, 以下概要をのべることにする。

(1) 輸出入許可制度

輸出入については, 国家の指定機関の許可をうけなければならない。この許可制度は新中国の建国初期採用されていたが, 1959年以降国家の承認した計画とその積荷明細書があれば, 自動的に輸出入許可が与えられたものとみなされ, 廃止されていたが, 1980年10月復活された。この復活の背景については, 1956年それまで許可制度の下で営業が許されていた私営輸出入企業が全人民所有制の体制にもっていかれたのにもない, 経済効率をも含めた対外貿易体制は, 全人民所有制の計画経済原理でうまく処理できるという確信のもとに, 実質上は指令性計画に入ってしまったという過去の経験の反省の上に立って, 再度この制度の復活がはかられたといういきさつがある。

輸出入許可証の発給は, 国家を代表する対外経済貿易部によって行われる。規定の範囲内で省レベルの対外経済管理部, 対外経済貿易部通商港特派員事務所も許可証を発給する。

輸出に直接携わる会社は対外経済貿易部所属の対外貿易総会社・分公司, 国家の許可をえて輸出業務に携わる会社である。これらの会社は, 認可をうけた営業活動の範囲内の品目につき輸出を行う場合には, 別途定められた輸出許可証の発給申請を必要とする品目を除き, 一般には輸出許可証が与えられたものとみなされる。税関は当該会社の提出する税関報告書のみにもとづいて通関手続を行うことになる。

輸入についても, 当該業務に携わることを認可された機関のうち, 対外貿易專業総会社・この省レベルの分公司, 國務院各部所属の貿易会社・この省レベルの分公司, 各省・自治区・直轄市所属の輸入会社は, 認可され

た営業範囲内の輸入を行う場合には、特に定められた品目を除いては、輸入許可証の取得を省略することができる。しかし、上記以外の他の単位が輸入を行う場合には、すべて輸入許可証の発給をうけなければならない。

国务院の関連部門・委員会、省、自治区、直轄市政府が締結した輸入加工・組立、補償貿易、工事請負などの取り決めて定められた範囲内の輸入物資については、許可証をとる必要がない。しかし、このような取り決めの下で輸入される物資でも、特に定められた物資、原料、部品、製品が国内販売に転換される場合には、輸入許可証の発給をうけなければならない。

輸出入許可証の発給申請が義務づけられている輸出入品目、発給機関については、各年初対外経済貿易部がこれを発表する。

輸出入許可制度の背景には、三級分級管理の方式による物資計画管理制度がおかれている。

第1類の物資は、国民経済と人民の生活にとって重大な関連をもつ物資で、購入、販売、輸出、輸入、在庫などの指標は、すべて国务院の国家計画委員会が集中管理する。

第2類の物資は、部分的にまとめて生産はされるが供給はかなり自由にするといった物資、あるいは、生産は分散的に行うが局部的に供給保証をしなければならないとか、輸出の必要のあるような重点的な物資である。この類の物資は、国务院の国家計画委員会が当該物資にかんする政策を決め、統一的にバランスをとり、輸出入も含めて調節割り当てを行ったのち、中央の主管部門（例えば農牧漁業部とか化学工業部とか）に管理権を任せる物資である。

第3類の物資は、上記第1類、第2類以外の物資で、この類は各省、市あるいは自治区が計画管理する。

工業品、農産物の両者について、この分級管理が行われている品目の詳細な内容については、現在発表されておらず、具体的な内容は定かでない。現在入手される資料は、1950年代に発表された一覧表にすぎない。今日実

施されている三級分級管理品目については、関連論文、資料で若干例があげられる程度にすぎない。例えば、農産物の第1類の管理品目として糧食、棉花、油料などがあげられている。

この三級分級管理制度の下、重要な資源的品目は指令性計画品目とされ、輸出にあたっては政府の指定する会社が集中的にこれを取り扱う。穀物、綿花、石灰、原油、石油製品など21品目。また、国際市場に限界があり、敏感に反応する品目も指令性計画品目とされるが、これらは各会社が分散して輸出する。豚肉、えび、兎毛、カシミヤ、一部薬材、鋼材、一部の非鉄金属など91品目。その他の指導計画性品目（ガイドラインを示す）は、どの公司でも輸出することができる。

輸入面では、穀物、鋼材、肥料、木材、ゴム、ポリエステル等9品目は重要物資とされ、国が統一的にこれを取り扱う。羊毛、パルプ、農薬、一部の化学原料、ブラウン管など8品目は、国内外の価格差が大きく、価格変動にも敏感なので、政府の指定する複数の会社が共同で取り扱う。その他の品目は、いずれの公司も自由に取り扱うことができる¹³⁾。

(2) 企業管理制度

輸出入企業管理制度の内容は、輸出入公司設立の審査・認可、営業範囲、業務活動、関連部門との実務処理活動の範囲に及ぶ。輸出入公司設立の審査・認可、営業の範囲については説明は要しまいから、他の部分について若干の説明をしておこう。

業務活動の内容は、輸出入許可の範囲内における具体的な活動にかかわるもので、例えば、輸出入物資の個別的な種類、品質とか、輸出入をどのような方式で行うか、あるいは場合によっては、当該取引との関連で積極的に国際市場に投機的に介入することなどが含まれる。

関連部門との実務処理活動については、例えば、上述した第1類に属する農産物をとると、輸出公司はこの種の農産物を輸出する場合、買上げ価

(3) 国際貿易，1988年6月14日。

格、数量について、対外経済貿易部、農牧漁業部、国家計画委員会との間で実務にかかわる折衝を行わなければならない。この過程を通して、国家は輸出入企業の管理を行うことになる。

(3) 外貨管理制度

国家は、指定した機関あるいは管理権を与えた機関を通じて、すべての外貨にかんする管理を行う。中国銀行が、国家の指定した外為専門銀行としてこれを行う。

中国国内においては、法律、法令、外貨管理条例に特に定める外、内外のいかなる機関、個人も、取得した外貨を中国銀行に売り渡さなければならない。外貨の必要な場合には、中国銀行が、国家の承認した計画、あるいは関連規定によって、これを供給する。

国家は外貨かせぎの積極性を鼓舞する目的で、外貨使用自主権を拡大し、1979年から外貨留成の方式を導入している。この方式によると、国务院あるいは外貨管理主管部門の承認をえて、外貨をかせぎ出した部門、地方、企業の外貨収入は、一旦銀行に売り渡された後、外貨収入の実際の数値と国家の規定に照らして、一定の割合で当該部門、地方、企業に外貨留成がみとめられる。留成がみとめられた外貨は、中国銀行にその割合の指標による口座が開設され、必要に応じて、規定の使用範囲内の計画にもとづいて、承認を経たのち、人民元で外貨を購入し、使用することができる。

国内の機関の留成外貨、財貨貿易外取引および補償貿易で用意される外貨、借入れ外貨、国家の外貨管理局・分局が承認したその他の外貨は、すべて中国銀行に外貨預金口座、あるいは外貨留成割合の指標による口座を設けることが義務づけられており、規定に照らして使用、中国銀行の監督をうけることになっている。

1979年外貨留成制度が設けられた当初の時点における外貨留成の枠組には、3つの方法が設定された。

①超額留成　　：前年の貿易外貨収入実績を基数として、当年それを超

過する部分から留成外貨を確定する方式。

- ②包干留成：規定の請負額基数を定め、この請負額基数の超過部分から留成外貨を確定する方式。基数超過部分から留成外貨を確定する比率は、(2)の方式が(1)の方式よりも一般には高い。
- ③全額利潤留成：年間の任務を達成したのち、規定の比率に応じて留成外貨を確定する方式。

国は任務の調整と割り当てを適切に行い、地方市場の要求に応ずるため、貿易外貨留成の範囲を定めている。外貨留成が許されるのは中央部門の管理する商品、地方の管理する商品、輸出促進のための輸入によって行われる輸出商品、委託加工・組立加工賃収入、中小型補償貿易における減価償却返済分を除く収入にかかわる部分である。糧食、食用油、原油、用途別石油、原炭、原木、鋼材、セメント、鑄鉄・銑鉄・亜鉛の10品目の商品については、中央の統一配給物資であることから、外貨留成は行われない。外国との品種交換とか、外貨の借款を返済するとか、外国から導入した設備代金の支払いをするとかといったことのために行われる輸出、貿易によって経営を行っていかねばならない会社が、国内市場向けに商品販売を行うといったケースでは、外貨留成は許されない。

外貨留成の比率を具体的にみると、中央部門の管理物資については、先にのべた基準を超過した外貨収入部分につき、20%の留成がみとめられる。この20%は中央主管部門（生産部門と流通部門）、地方（省、地方都市、県）および生産企業（当該物資の供給単位）に3等分される。主管部門の外貨は、工業品輸出の場合、生産部門に70%、流通部門に30%、農・副産物、地方物資、特産物の場合、生産部門に30%、流通部門に70%の比率で各々分配される。

地方管理物資については、基準を超過した外貨収入部分につき、40%の留成がみとめられる。この40%の留成は省、都市、県、企業に適当に分配される。一般的には、企業はこのうち12.5%の部分を分配される。

輸出創出のための輸入によってもたらされる輸出入外貨収入については、純外貨収入の15%の留成がみとめられる。中央部門管理物資については、このうち30%が中央主管部門に、70%が地方および企業に配分される。それ以外の物資については、すべて地方と企業に留成が許される。

委託加工・組立によってえられる加工外貨収入については、外貨留成比率は一律に30%である。

中小型補償貿易については、補償期間中にわたり、設備費用の償還部分を除く外貨収入の15%の留成がみとめられる。

広東省、福建省、新疆省維吾尔自治区、軍事工業、國務院の各部・委員会の貿易による外貨収入については、別途國務院の承認によって、包干留成の方式が採用される。

以上のところが、外貨留成制度が創設された当初段階における留成の具体的内容であるが、その後変更が加えられ、現在実施されている外貨留成の内容については、部外者は公表された形でその内容の詳細を知ることができない。信頼できる関連消息筋の情報によると、目下外貨留成については体系的な文案を作成中であるとのことである。現時点で部外者が察知できる内容は、地方の計画外外貨収入の70%は地方、30%は中央配分といった程度の大まかな配分比率にすぎない。

なお、今年に入ってから、貿易体制改革の前進措置として、軽工業品、工芸品、服装品の3業種では獲得した外貨の70%を自家留成できる。また、電子工業品と自動車部門のいくつかの企業集団では、100%の外貨留成がみとめられることになっている。⁴

(4) 保護貿易関税制度

中国は国内生産と外国商品との競争から国内生産を守るために、保護関税政策を採用している。保護関税は以下の6つの原則が基礎となっている。

① 国内で大量生産可能、あるいは当分まだ生産不可能であるが、将来

(4) 人民日報（海外版）、1988年4月21日。日本経済新聞、1988年6月6日。国際貿易、1988年6月7日。

発展の見込まれるような輸入商品については、関税率を高くかける。

- ② 奢侈品および非必需品については、高い関税率を適用する。
- ③ 国内生産が極めて少ないか、あるいは国内生産不可能な商品については、税率を低くするか、免税とする。
- ④ 科学研究図書、農業用の病虫害防止薬品、国内生産不可能あるいは代替品のないような薬品などについては、免税あるいは関税を軽減する。
- ⑤ 貿易条約あるいは貿易協定を締結している国家からの輸入に対しては、最低税率を適用する。その他の国からの輸入については、普通税率を適用する。
- ⑥ 石灰、有色金属、魚、漢方薬材など34品目については、輸出税がかげられる。

(5) 輸出入商品の搬入・搬出、またはその手段、密輸の監督・管理制度

税関は、国境の輸出入商品、運輸手段に対し監督・管理を行う。具体的任務は、敵の輸出入貨物を用いた政治的、経済的破壊事件の防止、法令による輸出入貨物の搬入・搬出の検査・督促（正確、安全な貨物の積卸、引き渡し、運送、保管業務を含む）などである。税関は原則として輸出入許可証に基づいて、監督・管理を行うが、手続と輸送上の便宜から、国営企業の輸出入のうち国家の計画として遂行されるものは、そのことをもって輸出入許可証とみなされる。輸出入に際しては、企業は輸出入商品名、規格、数量などを税関申告書に記入して税関にとどけ出る必要がある。税関はこの申告に基づいて検査、通過させる。

密輸の取り締りは、法令に違反した貨物輸送・携帯・郵送の取り締り、法令に違反した貨幣・金銀・伝票類・有価証券などの輸送・帯出入・郵送の取り締り、国内で販売できないような物品の輸送・携帯・郵送の取り締りなどに及ぶ。密輸については、特に専門検査官の検査と大衆の協力、通商港・沿海地域・国境地域と内地の密輸防止活動を結びつける必要があることが強調されている。

（6）輸出入商品の検査制度

国家は、「中華人民共和国進出口商品検査条例」（1984年1月28日発布）、「同条例実施細則」（1984年6月1日発布）に基づいて、すべての輸出入品につき検査を実施する。

検査主管機関は国家進出口商品検査局で、当該業務活動の統一的な監督・管理にあたる。各省・自治区、直轄市の進出口商品検査局およびこの支局、出先機関は、管轄地域の輸出入商品検査の監督・管理をうけもつ。具体的な検査活動は、国の検査機関あるいは国の指定した検査機関がこれにあたり、検査ののち公証検査証を発給する。

契約書に検査規定が特記されている場合には、これによって検査を行う。特別の定めがない場合とか、規定が不明確な場合には、これに準ずる基準あるいは規定によって処理する。重要な輸出入商品については、国家進出口商品検査局の定めた「商検機構実施檢驗的商品種類表」によって、国の検査機関が法定検査を実施する。

輸出入品で薬品検定、食品衛生検査・検疫、動植物検疫、計量機器検疫、ボイラーおよび圧力容器の安全監督検査、船舶基準検査を要するものについては、別に定められた規定によって処理する。

なお中国は、輸出入契約に相互に相手国側の商品再検査権がもり込まれている場合、相手国側の再検査権をみとめる立場を一応採用している。

三 対外貿易会社の地位、役割

以上のところで、現行の対外貿易管理体制の大枠をみてきたが、管理体制は対外貿易戦略に応じて整えられる。対外貿易戦略に応じて整えられる管理体制の下で、戦略に応じての対外貿易活動の成果がえられるよう、対外貿易組織主体の組織体制が編成されることになる。したがって、管理体制下で組織主体がどのような組織体制に編成されるかが、実体上の対外貿易活動の内容を規定しているということになる。本節では、中国の対外貿易活動を直接に担当している対外貿易会社の組織体制的存在とその位置に

ついて、みてみることにしよう。

戦後一貫して日中経済交流の軸窓口機関として重要な役割を果たしてきた日本国際貿易促進協会が、経済交流の実務者のために作成した「日中貿易必携」では、現在の中国の対外貿易公司を次のように分類、整理している。

- 〔1〕 対外経済貿易部直属の外貿專業公司とその分公司
- (2) 國務院各部・委員会に所属する外貿公司とその分公司
- (3) 省・自治区・直轄市と省級権限をもつ7都市の地方外貿公司
- (4) 4 經濟特区に所属する外貿公司
- (5) 14沿海開放都市の經營する対外經濟技術貿易公司
- (6) 外貿權を与えられた生産企業・企業連合体⁵⁾。

日本国際貿易促進協会のこの分類の仕方は一見して明白なように、行政組織を中心にした分類の仕方である。(1)から(5)までは、行政組織の所属による分類であり、(6)は(1)から(5)の分類に入れることが難しい国営企業、集団企業、株式会社形態の企業である。傍目にはかなり自由主義的な経済運営になってきているとはいえ、中国の経済体制を各級の行政的組織に合わせて整理していくのは極めて正統的な方法であることについて、筆者は賛成である。しかし、一方で従来の経済組織体系が政治的な色彩の濃い体質のものから、いわゆる経済的色彩の濃い体系に組織替えされてきていることも事実である。この観点からみて、やや経済的観点からみた整理の仕方もありうるのではないかというのが、筆者の観察である。筆者の観察したところによって、以下のように整理を試みてみた。

- ① 同類あるいは関連商品のある範囲で全国的規模で総合的に組織化することによって、対外貿易の商業的機能を集約化する主体として政策的に創設された外貿專業公司……対外經濟部直属の外貿專業公司

(5) 日本国際貿易促進協会、「日中貿易必携1987」、15頁。

- ② (1)にみた同類あるいは関連商品がある範囲で総合的に組織化することによって、対外貿易の商業的機能が固有に発揮できるメリットが少ないような商品を取り扱う外貿公司……各部の経営する公司……中国煤炭進出口公司（煤炭工業部）、中国冶金進出口公司（冶金工業部）など
- ③ 技術革新とか工場改造とかいった戦略的意図の輸入など取り扱うとか、高度の専門的な配慮を要する輸出入品を取り扱う主体として設立された外貿公司……中国機械設備進出口総公司（機械工業委員会）、中国北方工業公司（機械工業委員会）、中国航空技術進出口公司（航空工業部）、中国電子進出口総公司（電子工業部）など
- ④ 各地方に集積された経済的優位、特に工業の特色ある地方集積を利用した工貿結合的統合を背景とした地方政府によって創設された外貿公司……各省の対外貿易公司、経済特区の外貨公司など
- ⑤ 地方の工貿結合と技貿結合を一体的に統合する機関として創設された外貿公司……中国対外貿易開発（集団）公司（深圳）、広東省東方進出口公司、珠海経済特区発展公司、四川実業開発公司、上海実業公司など
- ⑥ 当初から輸出戦略を盛り込んで創設された生産企業や企業連合体……宝山製鉄所（直系の宝鋼進出口公司がそれである）、上海石油化工総工廠（直系の中国金山聯合貿易公司がそれである）、上海高速機械工廠
- ⑦ 対外貿易機会の開拓を企業競争の観点から発揚するため、対外貿易権が与えられている集団企業、あるいは株式会社組織形態の外貿企業筆者がこのような分類の仕方をあえて提唱する理由は、大別2つのことを考えてのことである。1つは、行政組織に合わせて整理することでは、経済的側面からみた外貿公司の存在の根拠なり位置が不明確となること。第2に、今日大だ的に推し進められている対外貿易体制改革が、どのような観点から、どのような点に力点を置いて、どのような性格を加味した体

制になりつつあるか、すなわち、目ざす方向がどのような方向であり、進行中の現段階がどこにあり、その限界がどこにあるかといったことなどが、不明瞭になること。以上の2点を考えてのことである。

中国の経済体制改革が全般的にみて、いわれるところの“資本主義的方向”にむかっていることはまちがいない。しかし、それが資本主義の内容と同一のものであるかどうかは、よく検討してみる必要がある。今日社会主義国と自ら称する諸国の経済運営が非効率的であることも事実である。これに対しなされる批判として、屢々いわれるのは、それは社会主義体制だからであるということである。だから、資本主義体制にすればよいというのが、暗に背後に用意される答えということになる。

これは俗論の域をこえて議論するならば、先ず2つの点で議論の根本的立脚点を欠いている。第1に、経済体制を私的所有権の有無、これと結びつけた経済競争の有無という観点からのみみていること。第2に、経済体制という以上、いずれの体制であれ、その概念の中に経済組織という概念が含まれるが、この経済組織ということについての固有の立ち入った議論が屢々不問に付されること。

第1の点に関していえば、私的所有制は確かに経済競争の基礎として設定されるが、経済競争、特に近代的生産力を形成する背景となっている競争が、私的所有制と直接に連なっているとは必ずしも言えない。私的所有制の下での小商品生産者の完全競争モデルが、近代的生産力の体系を支えるモデルとして妥当なものだなどと、とうてい言えない。だとすると、何らかの組織された社会的存在としての近代的生産力を担う主体が考えられなければならない。

無数に存在する競争主体が前提されている私的所有制下の完全競争モデルが、近代的な生産力を担う主体となることが難しいとすれば、今日の近代的生産力を担う主体としての何らかの社会的な組織主体は、必ずしも私的所有と直接に連ならない存在としても設定しうる。これが第2の点である。今日の資本主義を支える主体も組織された主体であり、これらの主体

が競争過程を通じて、近代的生産力を発動している。これらの主体は、今日の歴史的 position にある主体なのである。発展途上国が発展に焦点をあてるかぎり、やはり組織された主体を形成していかなければならないことは自明のことである。この場合、途上国の経済主体は私的所有制をそのままの形で起点とするのでは、大きな限界につきあたる。私的所有制はこの意味で止揚されなければならない対象となるのであり、何らかの形での社会的所有の理念が摸索されなければならないことになるが、私的所有のアンチテーゼとしての全人民所有制が、すべての部面にわたって機械的に採用されることでは、却って超歴史的、教条的になってしまう。固有に歴史的存在としての経済組織が、問題とされなければならない所以がある。絶対概念は指定されなければならないが、この相対化の過程において具体的に歴史的な、社会科学の固有の対象としての定在となる。

さて、以上の点を考慮に入れつつ、筆者の分類による対外貿易会社の体制について、若干の解説を加えておこう。

①の対外経済貿易部直属の外貿易専門会社は国家の戦略的外貿易会社であり、従来総会社と分公司の間には大まかな分業関係が成り立っていた。しかし、今年1月よりほぼこの枠が取り外され、各分公司も独立採算制に基づいて営業するよう指導されている。したがって総会社と分公司の間でも、競争が行われることが生じてこよう。もっとも、すべての分公司が対外貿易権をもっているわけではなく、一部の分公司、支会社は対外貿易権をもたず、集貨権限のみもっているにすぎない。対外経済直属の12外貿易専門会社の総取扱高は総貿易額の7～8割に達するとみられるが、先進国側からみた経営効率、対応の悪さが屢々指摘される。従来、中国絲綢進出口総会社はもともと紡績工業部、以前の対外貿易部、商業部、供銷合作総社とこの傘下の繭絲綢企業・事業単位によって組織された工貿結合の最高形式の会社といわれるもので、日本国際貿易促進協会の「日中貿易必携1987」では、対外経済貿易部直属の外貿易専門会社に入っていなかったが、「同1988」では対外経済貿易部直属の外貿易専門会社に入っている。おそらく、生産と

流通面での対外貿易に向けての組織づくりがほぼ整備され、対外経済貿易部による統一的管理に移管されたものと思われる。

②の外資会社については特別に説明する必要はない。

③は対外経済開放政策の展開との関連で重要な位置に立つ会社である。典型的な例として、中国機械設備進出口総会社を取り上げておこう。この会社は工業部門と外資部門の2つの部門によって設立された、全国に分公司をもつ外資会社である。業務の内容は、生産に必要な技術導入・技術提携、生産に必要な原材料・部品などの輸入、見本生産・委託生産・組立などの形の輸出貿易、補償貿易などにわたる。特徴的なことは生産を責任をもって管理し、配給を確実なものとして輸出するという点である。あるまとまった企業に輸出生産を定着させ、輸出基地づくりに強力な役割を果たす。機械電気製品の輸出促進に大きな推進力となっているといわれる。

④は地方の開発欲求と密着した外資会社である。地方に対外貿易自主権が与えられるとともに、地方は自己の行政地域内で付加価値をつけて輸出するという戦略をとるようになり、従来の輸出生産の拠点へ輸出原材料移出をしないという状況が出てきた。1987年の前半の混乱した状況は、この事情を直接的に反映したものである。今日“両頭在外”(両端を外に求める)といわれることの1つの根拠は、“両頭”すなわち原材料、部品を外に求め(一方の頭)、加工・組立てしたのち、市場を外に求める(末端の一方の尾……中国語で頭の意味は必ずしも頭を意味するものではなく、先端あるいははじめの部分とか終わりの部分を意味する)という意味で、従来の輸出生産の拠点にとって原材料が内部から得られにくくなっているの⁶で、外に求めるという意味も含まれているのである。

⑤の対外貿易会社の一例として上海実業会社をとりあげると、「各企業の技術導入、輸出拡大へのサービス、海外からの委託加工、ノックダウン、補償貿易、加工貿易業務のほか、国内外経済情報の支援とコンサルティング業務も行う」⁶。

⑥については特に説明する必要もないが、ここ1年多くの大工場が対外

貿易権をもつようになっていることが注目される。

⑦の対外貿易公司については、特に広東省に多い。

上にみてきたところから、対外貿易公司の組織改編の理念は、社会的に組織化された主体（全人民所有制企業）を戦略的中心基軸にすえつつ、所有制と経済的合理性を相対的に切り離し、固有の経済的組織化を多様な組織形態の組み合わせで摸索するというところにあるということが知られる。なお、対外貿易公司の請負制がはじまり、軽工業品、工芸品、服装品分野で先ずモデル的に実行に移されている。⁽⁷⁾

（本稿は本学留学制度による中華人民共和国留学研究成果の報告である）

(6) 国際貿易，1988年6月14日。

(7) 同上紙，1988年6月7日，6月14日。